

巻頭言

いも類と落花生

財団法人 いも類振興会

理事長 生天目 健 蔵

昭和63年7月の日米間の合意に基いて、わが国の農業の一部が、転換せざるを得なくなった。すなわち、12品目の農作物の自由化の問題である。一部はアメリカの農産物を輸入せざるを得なくなるが、同時にわが国の農業のあるものについては、減反、転作、需要拡大等の多様な対策を必要とするにいたった。そして、それは従来過保護にすぎたわが国の農業を、世界的に共通する価格体制にまですっきりさせ、国際競争力をつけさせることに帰着する。

農水省は、差し迫っての対策として、いも類と落花生の需要拡大推進事業に着手した。そのうち、国産いも類及びいも類加工食品等需要拡大推進事業としては、(1)消費等実態調査事業 (2)加工食品等開発普及事業 (3)消費拡大キャンペーン事業 (4)地方フェスティバル事業 (5)食材普及実験事業等の各項目にわたって、それぞれ項目、対象、内容、時期等に分けて具体化している。

また、いも類及び落花生の需要拡大推進の趣旨として、次のように述べている(但、要約)。すなわち、澱粉原料用いも類及び落花生は、わが国の畑作地帯における輪作体系を構成する基幹作物として、また、地域の土壌、気象条件のもとで栽培可能な作物として、農業経営上重要な地位を占めている。

しかしながら、日米間の合意に基づき、と

うもろこし関税割当制度の運用改善等及び落花生の輸入枠拡大が行われることとなり、澱粉原料用いも類及び落花生の生産及び生産農家の経営に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、いも類加工食品と落花生につき、消費実態調査をし、新規用途の開発及び実用化の促進を行うと共に、消費者への広報活動を実施し、需要拡大を図ることによって、減少する澱粉原料用いもの転換を図り、落花生については、安価な輸入品の増加の中で、国産品の需要を確保し、もって、両者の生産農家の経営の安定に資するものだとしている。

この推進運動については、いも類については当財団法人が、また落花生については、全国落花生協会が協力することになり、既にラジオ等の利用によって、全国的にキャンペーンしている。

推進運動の実例ではないが、いも類については一つの歴史がある。確か昭和27年、甘澱が70万トン生産され、加うるにその年戦後初めて砂糖が解禁されたので、甘澱が暴落し、大きな経済問題となった。これが、農産物価格安定法の出現となり、その運動のため神奈川の工組から東京に派遣された記憶がある。その後甘澱は年産11万トン台におさまリ、今日に及んだ。この経験が、また今回の危機を解決するのではないかと思う。